

平成 23 年表速報に係る国内生産額推計において認識された課題
(平成 27 年表の推計に向けた今後の課題)

【本資料の趣旨】

- 平成 17 年表まで工業統計調査、商業統計調査又はサービス業基本調査のデータを基礎資料として推計していた部門については、経済センサス-活動調査（以下「経済センサス」という。）の開始により平成 23 年表では、基本的に経済センサスのデータを用いて国内生産額を推計することとなった。
- この経済センサスは、ほぼ全産業を対象に同一期間を対象として行われた調査であるだけでなく、事業所（又は企業）ごとに行われた活動について、主業・副業にかかわらず売上高を把握するものとなっている。つまり、産業連関表の推計に利用する上で、①収集されたデータについての時間的な補正を行う必要がないとともに、②今までの各種統計調査が産業別に行われてきたことよって把握できなかった副業の売上高について、産業横断的なデータを提供するものとなっている。したがって、経済センサスの実施により、国内生産額推計のデータ環境については、概念上は向上したと言える。
- しかしながら、初めて行われた調査であること、また、副業については 22 区分までの把握にとどまること等の理由から、平成 23 年表の国内生産額推計に利用した結果として、府省庁から、以下のような課題が示されている。
次回表以降においても、経済センサスのデータを利用することが想定される状況にあつて、これら課題への対応について、今後検討していく必要があるところであり、今回は、課題に係る認識共有と問題提起として、本資料をまとめたところである。

【参考】資料中で用いる経済センサスにおけるデータの把握区分

	売上把握分	売上未把握分
品目別データ (基本的に主業)	A 品目別に得られる売上高を利用	B Aの売上高に (A+B) / Aの従業者数比率を乗じて、A+Bの売上高に補正
22 区分データ (基本的に副業)	C 22 区分のデータをAから得られる基本分類ベースの売上高比率 ^(※) で分解 (※) 副業として行われることが想定されない部門を除いて比率作成	D 22 区分を分解して得たCの売上高に (A+B) / Aの従業者数比率を乗じて、C+Dの売上高に補正

1 副業分の取扱い《C部分の推計》

資料冒頭にも記載したとおり、経済センサスは、事業所（又は企業）における副業の売上高について、産業横断的なデータを提供するものとなっている。しかし、報告者負担の軽減及び調査として把握する内容の優先度から、副業については22区分までの把握にとどまる。

そのため、国内生産額の推計において副業の売上高を反映するためには、22区分のデータを基本分類ベースに分解して利用する必要があった。そこで、Aで把握される基本分類ベースの売上高の比率（副業として行われることが想定されない部門を除いて計算）を用いて22区分のデータを分解することとした。

しかし、以下のように、分解する際に用いる比率の設定について課題が提起されたところ。

（（1）は農林水産省、（2）は統計局からの意見）

（1）副業として把握された「製造品の出荷額・加工賃収入額」の分解

経済センサスを利用した部門（具体的には製造業）の国内生産額推計について副業の売上（C）を上乗せしようとしたが、実際上乗せしてみると、過去の値との連続性や、業界データ等から勘案してCTが過剰と判断し、結果的に上乗せは行わなかった。

上乗せできないような額になった理由としては、以下のようなことが考えられる。

- 22区分データを、副業困難部門（22区分データを配分しない部門）以外の品目別出荷額の構成比で案分したことで、配分データに偏りが生じた。
- 製造業以外を主業とする事業所において行われる副業としての製造業については、製造される品目の特定ができないため、適切な配分となっていない。逆に言うと、他産業と製造業の品目を結びつけることが可能であれば、より適切な案分が可能と考えられる（例えば、「ソフトウェア業」が主業であり、副業として製造業の売上がある場合、その売上は機械関係の製造品目として配分する等）。

しかしながら、このような配分を行うには、詳細な設定を要し、また、製造業内の格付不能については、そもそも品目を特定できないこともあり、集計が非常に困難と考えられる。

- 副業を推計するベースとなる製造業関係の22区分データには、加工賃など本来CTとして計上すべきでない売上が含まれている可能性がある。また、製造業内格付不能の額が副業売上の相当程度の割合を占めている。

（2）副業として把握された「情報サービス及びインターネット附随サービス事業の収入」の分解

22区分データのの一つとして把握される「情報サービス及びインターネット附随サービス事業の収入」から「インターネット附随サービス事業」分を抽出する際には、Aから得られる「情報サービス」と「インターネット附随サービス事業」の売上（要するに、調査票裏面の情報）の比率を分割比率として用いた。

しかしながら、調査票の裏面で記入された売上高が、調査票の表面に記入された売上高よりも低い産業が多いことから、「情報サービス」と「インターネット附随サービス事業」との売上比率の実態が把握できなかった。その結果、この売上比率を用いて抽出した「インターネット附随サービス事業」の副業の売上（参考のC部分）について、妥当性の評価が困難なものとなった。

単位：100万円、%

	調査票表面 (22区分)の 売上高	調査票裏面の品目別売上高			②/①	③/②	④/②	把握率 (②/①) が100%の 場合 (試算)
	経済センサ ス第3-1表	経済センサ ス第1-1表						
	情報サー ビス、イン ターネッ ト附随サ ービス事 業 ①	情報サー ビス事 業・イン ターネッ ト附随サ ービス事 業計 ②	情報サー ビス 事業 ③	イン ターネッ ト附 随サ ービ ス事 業 ④				
サービス関連産業B計	19,420,164	15,723,134	14,947,360	775,772	81.0%	95.1%	4.9%	6.7%
G 情報通信業(注1)	18,787,581	15,349,437	14,614,482	734,954	81.7%	95.2%	4.8%	6.5%
情報サービス業	17,481,530	14,684,655	14,552,296	132,359	84.0%	99.1%	0.9%	
インターネット附随サービス事業	1,080,452	664,782	62,187	602,595	61.5%	9.4%	90.6%	
情報サービス業、インターネット附随サービス事業 内格付不能	225,599							
G 情報通信業以外(K, L, M, N, O, R)	632,583	373,697	332,878	40,818	59.1%	89.1%	10.9%	12.7%
K 不動産業、物品賃貸業	34,056	19,720	15,445	4,275	57.9%	78.3%	21.7%	
L 学術研究、専門・技術サービス業	254,880	159,429	132,650	26,779	62.6%	83.2%	16.8%	
M 宿泊業、飲食サービス業	8,717	1,516	564	952	17.4%	37.2%	62.8%	
N 生活関連サービス業、娯楽業	33,994	3,575	2,214	1,361	10.5%	61.9%	38.1%	
O 教育、学習支援業(注2)	5,071	2,883	2,030	852	56.9%	70.4%	29.6%	
R サービス業(他に分類されないもの)(注3)	295,865	186,574	179,975	6,599	63.1%	96.5%	3.5%	

注1 「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」を除く。

注2 「学校教育」を除く。

注3 「政治団体・経済・文化団体」及び「宗教」を除く。

(1) 「情報サービス業」以外の産業では、調査票裏面に記入されていた主業売上の把握率(調査票裏面の売上/調査票表面の売上→上表の②/①)が低い。そのため、「情報サービス業」及び「インターネット附随サービス事業」の実際の構成比が変わる可能性が高い(仮に100%であった場合は、「インターネット附随サービス事業」の売上割合は、現状よりも高くなることが想定される。)

22区分の売上からインターネット附随サービス事業の売上を抽出する際に使用した分割比率(④/②)はサービス関連産業B全体の割合(4.9%)を使用したため、過小推計となった可能性がある。

(2) 「インターネット附随サービス事業」の売上の割合(④/②)はサービス関連産業B全体では4.9%であるが、「情報通信業」で4.8%、「情報通信業」以外の産業では10.9%となっており、産業間で異なる。このため、全産業というレベルになると、「インターネット附随サービス事業」の売上の割合が、どの程度の割合となるかが不明である。

2 売上未把握分の補正《D部分の推計》

経済センサスは、全数調査として行われたものであるが、売上高についての情報が得られなかった場合（売上未把握分：B及びDの部分）があり、産業によっては、それが相当の大きさを示している状況であった。

そのため、組替集計から得られた売上高（売上把握分：A及びC）だけで推計することは、国内生産額を過小推計することにつながるとの懸念から、売上未把握分の割合の大きいサービス部門については、売上未把握分を補正する方針とした。

その際の補正方法としては、主業の補正（AからA+Bを推計）及び副業の補正（CからC+Dを推計）のいずれについても、主業について得られる売上把握分と売上未把握分の比率（ $(A+B) / A$ ）を乗じることとした。

しかし、以下のように、Dの補正をする際に用いる比率の利用方法について課題が提起されたところ。（統計局からの意見）

○ 副業の未把握分復元について

副業の売上（22区分の売上）から「インターネット附随サービス事業」の売上分を分割し（C部分を求め）、それに $(A+B) / A$ の従業者数比率を乗じて、D部分を復元しようとした。

しかし、「インターネット附随サービス事業」を主とする産業は売上未把握率が高い産業であり、結果として、従業者数比率も高くなる（約 1.7 倍）。そのため、副業の売上（C+D）について過大推計となっている可能性が高い（例えば、「製造業」を主業とする事業所において、「インターネット附随サービス事業」を副業とした売上についても 1.7 倍を乗じている形となっているため）。

これについては、その産業ごとの未把握率に沿った比率（製造業であれば製造業の従業者数比率）をそれぞれ乗じて復元する必要があると考えられる。